

山口県報

平成21年
3月31日
(火曜日)

目 次

規則

知事等の給与の特例に関する条例施行規則（人事課）……………一

山口県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）……………二

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）……………五

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）……………五

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）……………六

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則（人事課）……………七

山口県職員被服等賞与規則の一部を改正する規則（人事課）……………七

訓令

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）……………七

山口県公印規程の一部を改正する訓令（学事文書課）……………八

知事等の給与の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十七号

知事等の給与の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、知事等の給与の特例に関する条例（平成十四年山口県条例第二

号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(病院に勤務する者に準ずる者)

第二条 条例第三条第一項の規則で定める者は、健康福祉部地域医療推進室に勤務する者のうち山口県立総合医療センターの医師の職を兼ねる者とする。

(特別管理職員に相当する職員)

第三条 条例第三条第一項第一号の規則で定める職員は、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、中学校又は小学校の校長の職を占める職員のうち期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）第五条の三第三項の規定による加算割合が百分の二十である職員とする。

(職務の級が行政職給料表の五級以下の職員に相当する職員)

第四条 条例第三条第一項第二号の規則で定める職員は、こころの医療センター総看護師長、衛生看護学院教頭、萩看護学校教頭又は特別支援学校の部の主事の職を占める職員とする。

(職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定める職員)

第五条 条例第四条第一項の規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）第二条第二項の規定による区分が三種である職員（別表に掲げる職に限る。）を占める職員とする。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

別表（第五条関係）

組 織	職
	本庁課長
	本庁室次長（岩国基地沖合移設対策室次長にあつては、知事が定めるものに限る。）
	県税事務所長
	消防学校長
	山口きらら博記念公園管理事務所長
	消費生活センター所長
	美術館長
	男女共同参画相談センター所長
	健康福祉センター所長
	健康福祉センター部長
	こころの医療センター事務局長
	衛生看護学院長
	衛生看護学院事務局長

知事の事務部局	萩看護学校長 精神保険福祉センター所長 児童相談所長 身体障害者福祉センター所長 このみ園長 計量検定所長 若者就職支援センター所長 農林事務所部長 水産事務所長 水産研究センター部長 土木事務所長 港湾管理事務所長 錦川総合開発事務所長 宇部小野田湾岸道路建設事務所長 菅野ダム管理事務所長 山口宇部空港事務所長
議会の事務部局	課長 秘書室長
教育委員会の事務部局	本庁課長 特別支援教育推進室次長 やまぐち総合教育支援センター次長
人事委員会の事務部局	事務局次長
監査委員の事務部局	事務局次長
警察本部	本部課長 監察官室長 科学捜査研究所長 本部隊長 警察署長
労働委員会の事務部局	事務局次長
高等学校	校長
中等教育学校	校長
特別支援学校	校長

中学校及び小学
校長

山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二十八号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則（昭和四十三年山口県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

- 「第二十二目 たちばな園（第九十一条の二・第九十一条の四）
- 第二十三目 華南園（第九十二条―第九十四条）
- 第二十四目 点字図書館（第九十五条―第九十七条）
- 第二十五目 聴覚障害者情報センター（第九十八条―第一百条）
- 第二十六目 このみ園（第一百一条―第一百八条）
- 第二十七目 華の浦学園（第九十九条―第一百三十八条）
- 「第二十二目 障害者支援施設（第九十二条―第九十四条）
- 第二十三目 点字図書館（第九十五条―第九十七条）
- 第二十四目 聴覚障害者情報センター（第九十八条―第一百条）
- 第二十五目 このみ園（第一百一条―第一百八条）
- 第二十六目 華の浦学園（第九十九条―第一百三十八条）

「第二十六目 華の浦学園（第九十九条―第一百三十八条）
条」を「第七十二条」に、
「第三目 産業技術センター（第四百四十七条―第五百十条）
第四目 削除
第五目 削除
第六目 削除
第七目 削除
第八目 削除
第九目 職業能力開発校（第七十三条―第七十五条）
第十目 若者就職支援センター（第七十五条の二・第七十五条の三）
第三目 職業能力開発校（第七十三条―第七十五条）
第四目 若者就職支援センター（第七十五条の二・第七十五条の三）」

を

に改め

る。

第八条第一項の表総務部の部給与厚生課の項中、「庶務第四班 庶務第五班」を削り、同表地域振興部の都市町課の項中、「地方債班」を「地方債・公営企業班」に改め、同表健康福祉部の部厚政課の項中、「保健福祉企画班 地域保健福祉班」を「地域保健福祉班」に改め、同表商工労働部の部新産業振興課の項中、「独法化準備班」を削り、同表農林水産部の部農林水産政策課の項中、「農林水産企画班 農山漁村・むらおこし推進班」を「農山漁村・むらおこし推進班」に改め、同部農業振興課の項中、「技術防疫班」を「技術防疫・循環型農業推進班」に改め、同表国体・障害者スポーツ大会局の部総務企画課の項中、「総務班 企画班」に改め、「全国障害者スポーツ大会班」を削り、同部施設調整課の項中、「施設・会場管理班 宿泊・交通班」を「施設班 会場管理班 宿泊衛生班 輸送交通班」に改め、同部に次のように加える。

障害者スポーツ大会課	大会運営班	大会業務班
------------	-------	-------

第九条第一項の表総務部の部給与厚生課の項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 本庁、出先機関（山口県立総合医療センター及び山口県立こころの医療センターを除く。）、山口県議会議事事務局、山口県選挙管理委員会事務局、山口県人事委員会事務局、山口県監査委員事務局、山口県労働委員会事務局、日本海海区漁業調整委員会事務局及び瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局に勤務する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第二項の規定による臨時的任用職員を除く。）に係る給料及び手当の支給に関する事。

第九条第一項の表商工労働部の部新産業振興課の項第八号中「産業技術センター」を「地方独立行政法人山口県産業技術センター」に改め、同表農林水産部の部農林水産政策課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同部水産振興課の項第七号中「山口県漁業共済組合」を「全国合同漁業共済組合」に改め、同項中第十五号を第十六号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 漁業補償の調整に関する事。

第九条第一項の表国体・障害者スポーツ大会局の部総務企画課の項第一号中「及び全国障害者スポーツ大会」を削り、同項第二号中「及び準備委員会」を削り、同項中第六号及び第七号を削り、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 募金及び協賛に関する事。

五 開会式及び閉会式の運営に関する事。

第九条第一項の表国体・障害者スポーツ大会局の部施設調整課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項に次の一号を加える。

五 輸送及び交通に関する事。

障害者スポーツ大会局	<ol style="list-style-type: none"> 一 全国障害者スポーツ大会の総合調整に関する事。 二 開会式及び閉会式の運営に関する事。 三 競技会場の整備に関する事。 四 宿泊及び輸送に関する事。 五 競技に関する事。
------------	--

第十五条第一項の表会計課の項中「支払班」を削る。

第十六条第二項の表会計課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第二十一条第一項の表総務課の項第三号中「及び納税証明手数料」を「納税証明手数料及び免税軽油使用者証交付等手数料」に改め、同表軽油引取税課の項に次の一号を加える。

三 税外諸収入金のうち免税軽油使用者証交付等手数料に関する事。

第二十一条第三項中「関する事務」の下に、「（免税軽油使用者証交付等手数料に関する事務を含む。）」を加える。

第五十一条の四の表生活環境課の項中第三十二号を第三十三号とし、第十五号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 安心で安全な食の確保に関する事。

第三章第一節第五款第二十二目を削る。

第三章第一節第五款第二十三目の目名中「華南園」を「障害者支援施設」に改める。

第九十二条及び第九十三条を次のように改める。

（名称及び位置）

第九十二条 障害者支援施設条例（平成二十一年山口県条例第一号）第一条の規定により障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設として設置された障害者支援施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置

山口県華南園	防 府 市
山口県たちばな園	大島郡周防大島町

(業務)

第九十三条 障害者支援施設の業務は、次のとおりである。

一 障害者自立支援法第五条第十一項に規定する施設入所支援を提供するとともに、同条第六項に規定する生活介護を提供すること。

二 障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所を提供すること。

三 前二号に掲げるもののほか、障害者の福祉の増進を図るために必要な業務に関すること。

第九十四条中「華南園」を「障害者支援施設」に改める。

第三章第一節第五款中第二十三目を第二十二目とし、第二十四目から第二十七目までを一目ずつ繰り上げる。

第三章第一節第六款第三目から第八目までの目名を削る。

第百四十六条から第百七十二条までを次のように改める。

第百四十六条から第百七十二条まで 削除

第三章第一節第六款中第九目を第三目とし、第十目を第四目とする。

第百七十七条の表山口県長門農林事務所の項中、「用地調整課」を削る。

第百七十八条の表森林部の項中第二十二号を第二十三号とし、第六号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 自然公園施設の整備に関すること。

第百八十三条第二項の表工務課の項中、「工務第一班 工務第二班」を「工務班」に改める。

第百八十六条中「企画情報室」の下に、「技術指導室」を加え、同条の表農業技術部の項中「技術指導室 土地利用作物研究室」を「土地利用作物研究室」に改める。

第百八十八条の表企画情報室の項の次に次のように加える。

技術指導室	一 研究成果の普及に関すること。 二 農業経営及び農村生活の改善並びにその普及指導活動に関すること。 三 農業及び生活技術の基本的事項についての連絡調整に関すること。
-------	---

四 農業普及指導員の研修に関すること。

第百八十八条の表農業技術部の項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号から第二十号までを四号ずつ繰り上げる。

第百四十九条の表国土木建築事務所の項中「用地第三班」及び

「工務第三課 ダム管理・工務班」を削り、同表柳井土木建築事務所

の項中「工務第二課 工務第一班 工務第二班」を

「工務第二課 工務班」に、「港湾第一班 港湾第二

班」を「港湾班」に改め、同表周南土木建築事務所の項中

「工務第二課 工務班 工務第三課 ダム管理・工務班」を

「工務第二課 工務第一班 工務第二班」に改め、同表防府土木建築事務

所の項中「工務第一班 工務第二班」を「工務班」に改め、同表山口土木建築事務所の

項中「工務第二課 工務第一班 工務第二班 工務第三課 ダム管理・工務班」を

「工務第二課 工務第一班 工務第二班」に改め、同表宇部土木建築事務

所の項中「工務第二課 ダム建設課 工務第二課 ダム管理・工務班」を

「工務第二課 ダム管理・工務班」に改め、同表美祢土木建築事務所の

項中「工務第一班 工務第二班」を「工務班」に改める。

第二百五十条第四項中「柳井土木建築事務所、周南土木建築事務所及び山口土木建築事務所の工務第三課並びに」を「周南土木建築事務所、」に改め、「工務第二課」の下

に、「柳井土木建築事務所の工務第三課並びに山口土木建築事務所の工務第一課」を加える。

第二百五十四条の表山口県宇部港湾管理事務所の項中「施設第一班 施設第二班」を「施設班」に改める。
 第三百一条第二号ロ②の表中

山口県男女共同参画審議会	男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画に関する施策及び男女共同参画に及ぼす影響を及ぼすことに関する施策についての建議に関する事務	男女共同参画課
--------------	---	---------

山口県男女共同参画審議会	男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画に関する施策又は男女共同参画に及ぼす影響を及ぼすことに関する施策についての建議に関する事務	男女共同参画課
--------------	---	---------

附則
 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二十九号

職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員職の職の設置等に関する規則（昭和三十六年山口県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一組織上の職の表本庁に関する部分中「部次長」の下に「、局次長」を加え、同表出先機関に関する部分中「主幹」の下に「、学芸専門監」を加える。

別表第二の一の表本庁の項中「部次長」を「局次長」に、「部長

を」を「部長又は局長を」に改め、同表出先機関の項中

山口県立総合医療センター及び山口県立総合医療センターの事務局長	局長をたすけ、上司の命を受けて事務局長の事務を整理する。
---------------------------------	------------------------------

山口県立総合医療センター及び山口県立総合医療センターの事務局長	局長をたすけ、上司の命を受けて事務局長の事務を整理する。
学芸専門監	上司の命を受けて美術館の事務に係る特定の事務を処理する。

第二の二の表会計員の項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

附則
 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第三十号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年山口県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「二十五時間」を「二十四時間三十五分」に、「四十」を「三十八・七五」に改める。

第六条の三中「三十二時間」を「三十一時間」に、「四十」を「三十八・七五」に改める。

第六条の四第二項中「十六時から三十二時間まで」を「十五時間三十分から三十一時間まで」に、「四十」を「三十八・七五」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第三十一号

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和二十九年山口県規則第七十六号）の1号を次のように改正する。

5	環境保健センター所長、産業技術センター所長又は水産研究センター所長又は水産研究センター所長の職務を除く。	5級
4		4級
3		3級
2	(研究員の職務を除く。)	2級
1	(研究員の職務に限る。)	1級

別表第四中

を

5	環境保健センター所長、博物館(長又は科学捜査研究所長の職務に限る。)	5級
4	環境保健センター所長、博物館(長又は科学捜査研究所長の職務を除く。)	4級
4	(加算割合が100分の15である者を除く。)	4級

に改め、同表の備考に次のように加え

3		3級
2	(加算割合が100分の5である者に限る。)	2級
1	(加算割合が100分の5である者を除く。)	1級

を

3 「加算割合」とは、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年山口県人事委員会規則第9号）第5条の3第3項の規定による加算割合をいう。

5	環境保健センター所長、産業技術センター所長又は水産研究センター所長又は水産研究センター所長の職務を除く。	5級
4		4級
3		3級
2	(研究員の職務を除く。)	2級
2	(研究員の職務に限る。)	2級

別表第五中

を

5	環境保健センター所長、博物館(長又は科学捜査研究所長の職務に限る。)	5級
4	環境保健センター所長、博物館(長又は科学捜査研究所長の職務を除く。)	4級
4	(加算割合が100分の15である者を除く。)	4級

に改め、同表の備考に次のように加え

3	級
2 (加算割合が100分の5である者に限る。)	
2 (加算割合が100分の5である者を除く。)	

3 「加算割合」とは、期末手当及び勤勉手当に関する規則第5条の3第3項の規定による加算割合をいう。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十二号

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則（昭和二十八年山口県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「午後零時十五分」を「正午」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十三号

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県職員被服等貸与規則（昭和四十六年山口県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

25	罰 除
----	-----

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。



山口県訓令第2号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県職員服務規程（昭和二十九年山口県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式の表中 「特休（産休を除く。）（日・時）」を「特休（産休を除く。）（日・時・分）」に改め、

「小計（日・時）」を削り、

「育短（日・時）」を「育短（日・時・分）」に改め、同様式の表中

「特休（産休を除く。）（日・時）」を「特休（産休を除く。）（日・時・分）」に改め、

